

～福井商工会議所中小企業総合支援センターから新型コロナウイルス支援策のお知らせ～

# 国の持続化給付金と県の休業協 力金の申請がスタートします

【お問合せ先】

- ① 国の持続化給付金・・・中企庁 金融・給付金相談窓口 TEL.0570-783183
- ② 県の休業協力金・・・福井県緊急事態措置コールセンター TEL.0776-20-0766

## ☆国の給付金情報

①【国】持続化給付金<NEW> (令和2年度補正予算成立の翌日より申請受付開始)

【給付額】 法人は200万円、個人事業者は100万円 ※昨年1年間の売上からの減少分が上限

【売上減少分の計算方法】 前年総売上－(前年同月比▲50%月の売上げ×12ヶ月)

【申請方法】 国の持続化給付金ホームページからの電子申請(令和2年度補正予算成立の翌日に開設予定)

【申請書類】 ①2019年(法人は前事業年度)確定申告書類、②売上減少となった月の売上台帳の写し③通帳写し、④(個人事業者のみ)身分証明書の写し、など

【相談ダイヤル】 中小企業金融・給付金相談窓口 0570-783183

※詳細は、以下より申請要領をダウンロードしてご確認下さい。

【中小法人等事業者向け 持続化給付金に関する申請要領 (速報版)】

[https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin\\_chusho.pdf](https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin_chusho.pdf)

【個人事業者等向け 持続化給付金に関する申請要領 (速報版)】

[https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin\\_kojin.pdf](https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin_kojin.pdf)

※申請方法の解説動画をご覧ください。(持続化給付金に関するお知らせ-申請方法編)

<https://www.youtube.com/watch?v=AlIkUy3FAnU&feature=youtu.be>

## ☆福井県の休業協力金情報

②【福井県】中小企業休業等要請協力金 <NEW> 受付期間 4/30(木)～5/20(水)

【給付額】 5/6までの福井県の休業要請全期間に、県の要請を受けて休業した中小法人に50万円、個人事業者に20万円。食事提供施設で営業時間を短縮した中小法人に25万円、個人事業者に10万円。

【申請書類】 ①申請書(指定様式1)、②休業等を実施した施設の一覧(指定様式2)、③営業活動がわかる書類(確定申告書や経理帳簿など)、④営業許可の取得がわかる書類、⑤本人確認書類(運転免許証など)、⑥休業状況がわかる書類(休業告知HP、休業店舗写真、店頭ポスターなど)、⑦通帳写し

【申請方法】 郵送のみ可。申請書を福井県ホームページからダウンロード(市町窓口でも入手可)して、必要書類を揃えて福井県に郵送(簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で)。持参による申請は不可。

(宛先) 〒910-8691 福井中央郵便局留め 福井県庁 中小企業休業等要請協力金申請事務局 宛て

【申請書類ダウンロードHP】 <https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/sinsan/kyoryokukin.html>

【TEL】福井県緊急事態措置コールセンター 0776-20-0766 (9:00～18:00、休日可)

## ☆資金繰り・融資情報

### ③【福井県】新型コロナウイルス感染症対応資金<NEW>

【要件】売上等▲5%以上減少、かつセーフティネット保証4号、5号、危機関連保証の中小・小規模事業者

【利率】売上等▲5%以上減少の法人・個人事業主1.0%以下、売上等▲15%以上の法人・個人事業主0.9%以下

※売上等▲5%以上の個人事業主、売上等▲15%以上の法人・個人事業主は当初3年間利子補給あり

【保証料】無料(ただし、売上等▲5%以上減少の法人のみ0.425%負担) 【限度額】3,000万円

【TEL】最寄りの金融機関または福井県信用保証協会 0776-33-1800

### ④【国・福井商工会議所】新型コロナウイルス対策マル経<NEW>

【要件】売上等▲5%以上減少の小規模事業者 【限度額】1,000万円

【利率】(1~3年目は)0.31%(要件を満たせば利子補給あり)、(4年目以降は)1.21%

【利子補給要件】個人事業主は無条件、小規模法人は売上等▲15%以上、中小法人▲20%以上

【TEL】福井商工会議所 0776-33-8284

### ⑤【中小機構】小規模企業共済制度の特例措置(特例緊急経営安定貸付け)

【対象者】売上等▲5%以上減の小規模企業共済貸付資格を有する契約者 【限度額】50万円~2,000万円

(掛金の7~9割) 【借入期間】借入額500万円以下は4年、505万円以上は6年(据置期間1年を含む)

【利率】無利子 【返済方法】据置後、6カ月毎の元金均等払い

【TEL】中小機構 050-5541-7171

## ☆雇用調整助成金情報

### ⑥【国】雇用調整助成金の更なる拡充<NEW> (詳細は5月上旬頃に発表予定)

【拡充1】休業手当の支払率60%超の部分の助成率を特例的に10/10に拡大

【拡充2】さらに、一定の要件(※)を満たす場合は、休業手当全体の助成率が10/10に拡大

(※)解雇せずに休業要請に基づき休業や時短営業を実施した中小企業で、労働者に対して100%の休業手当を支払っていること、もしくは8,330円以上の休業手当を支払っていること(支払率60%以上の場合に限る)

【TEL】福井労働局 0776-22-3363

### ⑦【福井商工会議所】雇用調整助成金の使い方 解説動画(YouTube版)<NEW>

福井商工会議所で社会保険労務士による雇調金解説動画を作成しました。ご相談の前に、まずご覧ください。

【TEL】福井商工会議所 創業・経営支援課 0776-33-8283

## ☆新型コロナウイルスの影響でお困りの方はご相談ください。

⑧「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」~5月6日までは休日電話相談も開催中~

【時間】平日 8:30~18:00、土日祝日 8:30~17:00(電話相談のみ) 【TEL】0776-33-8284

⑨福井商工会議所「新型コロナウイルス対策特設ホームページ」随時更新中

※ここでは、国や県などの支援策のうち最近発表されたものの一部を抜粋してご紹介しております。これ以外にも、融資や補助金・助成金、税制措置など「さまざまな中小企業向けの支援策が用意されております。